

平成26年度

川西市資金不足比率審査意見書

川西市監査委員

平成27年8月3日

川西市長 大塩 民生 様

川西市監査委員 塩川 芳則

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 森本 猛史

平成26年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成26年度決算に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

平成26年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成26年度決算に基づく資金不足比率審査

第2 審査の期間

平成27年7月21日から同年7月28日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、資金不足比率が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、資金不足比率の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査等を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認めた。

資金不足比率の状況（公営企業ごとに算定）

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、「公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率(各会計ごとに算定)」である。当比率において使用する「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に「流動負債が流動資産を超える場合、その超える額」としており、従来の再建制度において赤字額として用いてきた「不良債務」と同様の考え方である。

なお、経営健全化基準は20.0%である。

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} = & \text{〔流動負債の額} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額} \\ & - \text{控除引当金等(3年間の経過措置)} - \text{PFI建設事業費等} - \text{土地前受金〕} \\ & + \text{算入地方債の現在高} \\ & - \text{〔流動資産の額} - \text{控除財源} - \text{控除額} + \text{貸倒引当金(3年間の経過措置)} \\ & - \text{土地評価差額〕} \\ & (- \text{解消可能資金不足額}) \end{aligned}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} + \text{指定管理者の利用料金収入の額} - \text{受託工事収益の額}$$

() 平成26年度の算定は、地方公営企業会計制度見直しに伴う政省令改正を反映している。

(表示の方法)

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は千円単位で表示している。
- 3 資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。

〔公営企業会計〕

資金剰余額・資金不足額(26年度決算)

(単位:千円)

会計	流動資産等 (1) (a)	流動負債等 (2) (b)	算入地方債の 現在高 (3) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能資金不足額 (4) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した資金不足額) (i)=(d)-(e)
水道事業	4,251,172	406,287	0	3,844,885	0	3,844,885
下水道事業	2,120,014	421,415	0	1,698,599	0	1,698,599
病院事業	597,242	1,615,602	0	1,018,360	0	1,018,360
合計	6,968,428	2,443,304	0	4,525,124	0	4,525,124

事業の規模(26年度決算)

(単位:千円)

区分	営業収益 (g)	指定管理者 料金収入 (h)	受託工事収益 (i)	事業の規模 (j)=(g)+(h)-(i)	資金不足比率
水道事業	3,024,383	0	8,452	3,015,931	-
下水道事業	2,285,527	0	2,303	2,283,224	-
病院事業	3,939,120	0	0	3,939,120	25.8%
合計	9,249,030	0	10,755	9,238,275	

各公営企業会計の決算書を基に決算統計の数字を用いて算定している。

- 1 流動資産等 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金(3年間の経過措置) - 土地評価差額
- 2 流動負債等 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等(3年間の経過措置) - PFI建設事業費等 - 土地前受金
- 3 算入地方債の現在高 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
- 4 解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

(2) 資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計(水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業)における資金不足比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区分	会計名	24年度	25年度(B)	26年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率() (資金不足額/事業規模 経営健全化基準20.0%)	水道事業	-	-	-	-
	下水道事業	-	-	-	-
	病院事業	17.9%	16.0%	25.8%	9.8ポイント
資金剰余額 (資金不足額)	水道事業	4,958,120	3,749,759	3,844,885	95,126
	下水道事業	1,308,420	1,566,369	1,698,599	132,230
	病院事業	618,056	610,861	1,018,360	407,499

資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

公営企業3会計のうち、水道事業で38億4,488万円、下水道事業で16億9,859万円の資金剰余額が生じているが、病院事業においては10億1,836万円の資金不足額が生じている。

病院事業の資金不足比率〔事業規模(医業収益)に対する資金不足額の割合〕は25.8%で、前年度に比べ9.8ポイント上昇(悪化)し、経営健全化基準の20.0%を上回っている。

これは、分母である事業規模(医業収益)が対前年度1億3,483万円(3.5%)増となったものの、分子の計算式中の流動負債で、主に金融機関からの一時借入金に対前年度3億7,300万円(45.5%)大幅に増となったことにより、資金不足額が4億749万円(66.7%)増加したためである。

今後、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条の規定による経営健全化計画を策定することとなるが、策定にあたっては、資金不足の生じる要因を十分に分析するとともに、具体的な資金不足の解消方法、数値目標及び工程を示すなど、実行性のある計画とされたい。